

法務講座 ②⑥

取引先の信用調査

寺本法律会計事務所
弁護士
磯井 美葉

取り込み詐欺、バクリ屋といわれるようなケースのご相談が時々あります。

最近では、自社のホームページを持っている法人が増えており、遠方の取引先との小規模の取引もやすくなっていることから、このような例は後を絶ちません。

新規の取引先から、ホームページを拝見しました、などと連絡が入ります。サンプルを送って下さいとか、少数の注文をしてくれます。

資本金や取引銀行、主な取引先などを書いた会社案内も送ってきます。

小口の注文に対して、商品を送ると、2、3回、きちんと代金が振り込まれます。そのあたりで、注文数量が大きくなります。いよいよ、本格的に取引をしてもらえるのだな、と思って商品を送ると、それ以降、代金が支払われなくなります。

この時点で、連絡がとれなくなる業者もいますが、担当者としばらくは話ができる場合もあります。最初のうちは、ちょっとした事情で少し支払が遅れるだけの口振りで、いろいろ言い訳をしますが、いずれ、それまでつながっていた電話やファックスも、つながらなくなります。

そうなったところであわてて、手紙を送ったり

事務所を訪れてみたりしても、住所に書かれていたビルは実在しなかったり、事務所はあってももぬけのカラだったりします。

*

せっかく新しく取引先ができた、と思っても、こんな形で終わっては非常に残念です。

このような被害を100パーセント防ぐのは難しいのですが、取引をするにあたって、事前に行えるかぎりの調査はしておいた方がよいでしょう。

*

一番簡単なのは、登記簿謄本の取り寄せです。まず、取引の申込のあった会社の商業登記簿謄本を取り寄せます。登記簿謄本は誰でも閲覧、謄写請求することができます。

最近では、地域にもよりますが、インターネットでも、クレジットカードによる決済で、登記情報が見られるようになりました。(財団法人民法務協会のインターネット登記情報提供サービス <http://www1.touki.or.jp>)

さも実在の会社であるかのように装っているような悪質な架空会社の場合には、これで簡単に見破ることができます。

しかし、登記があったからといって、それで安心できるわけではありません。取り込み詐欺などをするような人には、休眠会社を安く買い取って

いる人もいます。そのような場合には、登記されている代表者がどういう人か、過去の登記事項から、商号の変更や目的の変更があるか、時期はいつごろか、などを参考に判断します。

*

このような詐欺に遭うと、法的手段をとろうとしても、相手となる法人そのものが実在しないとか、法的手段をとっても、相手となる法人にはめぼしい財産もなく、結局回収ができないこととなります。

実際に契約をした担当者との間で契約が成立するわけではなく、詐欺などで刑事告訴をしても、実効性は非常に低くなります。

*

取引をする場合には、法人が相手だと思えばそれで安心してしまふ人も多いようですが、法人を相手にする場合、その法人に実体や財産がなければ、実効性がなくなってしまいますので、必ず、代表者がどんな人か確認し、取引にあたっては、できれば代表者の保証も取っておいた方がいいのです。

*

取り込み詐欺などのような悪質な場合は、もちろん事前に見破れば取引しないで済みますが、業務自体はきちんとしていて、長年取引のある相手であっても、その財産状況には常に注意しておくことが必要です。

長年取引があれば、相手との雑談などの中から情報を得られることもあるかもしれません。

また、このような取引先の場合は、法人の登記簿謄本のほかに、本社住所の不動産登記簿謄本を取り寄せてみることも一つの方法です。

自社ビルを持っている会社であれば、そこに設定されている担保などから、状況がわかります。また、代表者は住所も登記に出ていますので、その住所についても同様の調査をすることができます。

台風10号被害に口 お見舞い申し上げます

今年は列島各地で局地的な集中豪雨に見舞われていますが、今回の台風10号は、四国を中心に記録的な降雨をもたらすなど、各地に大きな爪跡を残しているようです。

被害に遭われた会員の皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

「タイ日本食品フェア」 出品者募集のお知らせ —ジェットロより—

日本貿易振興機構(ジェットロ)では、農林水産省の受託により以下のとおり日本食品フェアを実施します。

出品料は無料ですので是非参加をご検討下さい。

●開催期間：2004年12月8日(水)
～12日(日)

●場 所：タイ王国 バンコク

●対象品目：日本食品(生鮮・加工食品)

●募集締切：2004年8月31日(火)

詳細は、日本貿易振興機構(ジェットロ)のホームページをご覧ください。

(<http://www.jetro.go.jp/ag/j/export/thai/index.html>)

使ってください 法人協会

●会員限定「取引先信用調査」をご利用下さい

当協会では、大手信用調査会社と提携し、約160万社の企業情報を即座に入手できるシステムが導入されています。皆さんが取引を行う前に、取引しても大丈夫な企業かどうかを判断する材料が入手可能です。調査費用は原則無料。事務局までお気軽にお電話下さい!

「アグリビジネス経営塾」210号
2004年8月5日発行

発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001



Tel : 03-5156-0365 Fax : 03-5156-0366
E-mail : hojin@nca.or.jp
HP : <http://www.hojin.or.jp/>